

公示番号：170301

国名：ベナン

担当部署：アフリカ部アフリカ第4課

案件名：コトヌ都市圏機能強化にかかるインフラセクター情報収集・確認調査（道路整備）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：都市インフラ整備（道路整備）
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月下旬から2017年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	45日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、
2017年6月20日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	都市計画及び運輸交通計画
対象国／類似地域	ベナン／全途上国
語学の種類	英語又は仏語（語学は認定書（写）を添付してください。

5. 条件等

- （１）参加資格のない社等：特になし
- （２）必要予防接種：黄熱病（入国に際しイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。）

6. 業務の背景

- （１）ベナン共和国の経済・社会の概況
 - ・ベナンは、最貧国の一つであるが（人開発指数 188 か国中 166 位（2015 年）、貧困率 51.6%、電化率 38%）、ここ数年の GDP 成長率は 5%を維持しており、今後も同レベルの成長が期待される。
 - ・ベナンの経済は、主要輸出品目である綿花（輸出の 4 割を占める）及びコトヌ港での港湾サービス業に依存（GDP の 6 割を占める）。ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ等に向けた港湾サービスの提供、サービスの拡張によりベナン経済を下支えしており、翻せばベナンはナイジェリア、及び近隣内陸国の物流に大きく貢献している。
 - ・主な貿易相手はナイジェリアで、ベナンの経済状況に大きな影響を受けるが、現在ナイジェリアの不況により、ベナン経済は悪影響を受けているものの、2017 年にはナイジェリアの不況も底を打つことが期待されており、ベナン経済にとっては追い風となる見込み。
- （２）コトヌ都市圏の概況、現状の課題
 - ・ベナンの首都はポルトノボだが、最大都市はコトヌ市であり、近隣都市であるアボメイ・カラヴィ、セメ・ポジも含めれば、人口 100 万人を超える都市圏を構成する。
 - ・ベナンの人口増加率は 2.8%とサブサハラ平均同様、人口の 4 割は都市に集中しており、都市の人口増加率は地方の 2 倍に上り、人口増加に見合った都市開発、インフラ整備が必要となっている。
 - ・フランス開発庁（以下 AFD という）のレポート（Elaboration de la Strategie de Développement Urbain de l' Agglomeration de Cotonou, 2009 年）によれば、コトヌ都市圏の課題として、①運輸・交通面でのインフラ整備（コトヌ港を中心とする港湾サービスの発展に伴う大型車両の増加により円滑な都市交通の阻害、物流円滑化のための近隣国に向けた物流網の整備）、②衛生面の課題（生活及び雨水排水網の整備が十分になされておらず、度々大きな洪水に見舞われている）、③給水網の整備（水道管の整備等）、④環境汚染対策（バイクタクシーの排ガス対策、海岸線の浸食）などが挙げられている。
 - ・AFD では、世銀と連携して、コトヌ市都市圏支援プログラム（自治体の能力強化、基礎インフラ整備、大気汚染対策等）を実施している模様。（AFD13.15 百万ユーロ、世銀 35 百万ドル）（AFD ウェブサイト）

（３）ベナン政府の開発計画との整合性

- ・2016 年 4 月に新大統領としてパトリス・タロン氏が就任し、同年 10 月には新政府

行動計画(Programme d' Action du Gouvernement (以下、PAG という)2016-2021)を閣議決定し、ベナンの社会経済の再建、再活性化を通じた持続的な開発に取り組んでいる。同計画は、政府が取り組むべき3つの柱、7つの戦略軸、45の核となるプロジェクト(projets phares)及び255の優先案件で構成される。

- ・インフラ開発は、上記計画の「経済の構造改革推進」に位置づけられ、政府が優先的に取り組むべき課題として目出しされている。

- ・また、ベナン政府は、西アフリカ経済通貨同盟(UEMOA)及び西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)圏の中心部に位置するベナンの地勢的な利点を経済開発に最大限に活用し、運輸交通のインフラ整備を行い、物流及び域内の貿易の発展に寄与することを目指している。

- ・右目的を達成するため、インフラ開発において、核となるプロジェクトとして示されているものは、次のとおり。①空港整備、②コトヌ港の近代化及び拡張、③コトヌ港周辺の交通網の最適化、④コトヌ市北部の迂回路整備、⑤Route de peche(観光地であるウィダーとコトヌを結ぶ海岸沿いの道路)の整備、⑥セメ・ポジ及びポルトノボ間の高速整備、⑦ベナン北部の道路整理(ジョグー、ペフンコ、ケル、バニコアラ)、⑧国内の幹線道路改修・整備

(4) 日本政府の対ベナン共和国国別開発協力方針との整合性

- ・現行の対ベナン共和国国別開発協力方針は、2012年に策定されたもので、ベナン政府の第3次貧困削減戦略文書(2011-2015)に基づき、大目標を「国民の生活改善に貢献する持続的成長及び貧困削減支援」として、①保健・医療、②第1次産業の振興(水産・農業)、③人的資源開発(教育)への支援を行ってきた。

- ・今般、ベナン政府が新たにPAGを発表し、また日本政府の開発協力方針も見直しの節目を迎えたため、PAG及びベナンの社会・経済の現状を踏まえ、2016年~2019年をカバーする新たな開発協力方針の策定に向けてベナン側と議論を始めたところである。

- ・開発協力方針の見直しの方向性については、PAG、TICADVI支援策、ベナンの社会・経済の現状を踏まえ、これまで取り組んできた第1次産業振興、並びに保健及び給水分野の支援を含んだ国民生活改善に引き続き取り組みつつ、新たにインフラ開発を重点分野の一つとして加え、ベナンの持続的な開発に貢献していくことを議論している。

上記背景から、インフラ分野を重点支援分野の一つとして位置付け、ベナンの持続的な開発に資する支援を検討することとなった。

なお、本調査を行うに当たっては、UEMOA及びECOWASにおける地域開発の方向性とJICAの広域開発支援を踏まえ、以下の点に留意し、調査を行う。

- ・日本政府は、TICADVIの支援策の一つとして、西アフリカ成長リング戦略的マスタープラン(以下、MPという)の策定を行っており、3つの総合広域開発重点地域の一つとして位置付けている。同MPでは、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソを対象として、各国の開発ポテンシャルを踏まえた開発シナリオの提案を行う予定であるが、同地域の総合的開発を考える上ではベナン、ナイジェリア等も含めた地域の連結性が重要であり、ベナンのインフラ開発においても、右MPで提案される内容を十分に踏まえて検討することが重要。

- ・また、UEMOA及びECOWASは、地域開発のための支援要請リスト(総額約109億ドル)を日本政府に提出しており、日本政府としては当該要請リストの中で右MPに資する

案件について、実施に向けて検討する旨回答している。従って、インフラ分野の案件形成においては右リストも念頭において行う必要がある。

・特に、同リストの中で要請されているアビジャン及びラゴスを繋ぐ、アビジャン・ラゴスハイウェイ（以下、ALHという。）については、関係国の要人から重ねて支援要請を受けているものであり、JICA としてもアフリカ開発銀行が実施している F/S の結果を踏まえ、具体的に実施可能な支援を検討する旨回答している。ALH はベナンも関わる高速道路構想であることから、右 F/S の進捗状況等も踏まえながら、ベナンのインフラ分野の支援を検討する必要がある。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、JICA の行う ODA 事業の仕組み及び手続を十分に把握の上、コトヌ都市圏における都市計画及び運輸交通インフラ（道路整備（橋梁、交差点等の構造物を含む）。以下同様。）整備に係る課題を分析し、将来の支援を検討する上で必要な以下の資料、情報の収集、分析、各種調査を行う。

また、本業務従事者は、現地調査期間中に適時 JICA アフリカ部並びにコートジボワール事務所及びベナン支所に対し報告を行い、コトヌ都市圏における運輸交通インフラ分野の協力の方向性について JICA との協議を行う。協議の結果を踏まえ、調査後半にて更なる情報収集を行い、調査報告をまとめるものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年6月下旬）

- ①都市計画及び運輸交通インフラ整備にかかる関連既存資料・情報（関連報告書、類似案件報告書）のレビューを行う。
- ②担当分野にかかる調査計画・方針案を検討する。
- ③担当分野にかかる調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、説明資料（案）（英文又は仏文）を作成する。
- ④現地で調査すべき情報を検討し、ベナン政府側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文又は仏文）を作成し、現地調査の前に JICA アフリカ部に提出する。
- ⑤現地調査に先立ち、事前打合せ等に参加する。

（2）現地業務期間（2017年7月上旬～8月中旬）

- ①JICA ベナン支所等との事前打合せを行い、調査方針（調査工程、手法等）について確認を行う。
- ②担当分野に係る情報・資料を収集し、現状し、分析を行う。

具体的には以下のとおり。

- ・都市インフラ整備（運輸交通を含む。）に係る上位計画・大規模インフラの整理及び実施状況の把握
- ・運輸交通インフラの整備状況及び関連プロジェクトの計画、実施状況
- ・運輸交通インフラ整備に係る課題の抽出
- ・将来必要となる運輸交通インフラ整備の方針
- ・運輸交通インフラ整備かかる実施体制（組織、予算、人員、法務等）
- ・他ドナーによる関連分野での支援動向

- ・都市開発セクターにおける現在の公共投資と支出パターンの把握
- ・民間セクターによる運輸交通インフラ整備への参入動向、投資動向、資金調達メカニズム
- ③運輸交通インフラ整備に係る優先課題の整理
- ④上記②及び③を踏まえ、今後の協力可能性について JICA と協議（メール、TV会議等）を行う。
- ⑤上記②から④を踏まえ、協力可能性について以下の整理、検討を行う。
 - ・運輸交通インフラ整備における我が国の協力の方向性の検討（無償資金協力案件、有償案件、技協（要請中「国土適正管理及び災害軽減を目的とするベナン南部における情報整備に向けた能力強化プロジェクト（地形図作成）」に係る追加の情報収集を含む）
 - ・民間セクター、他ドナー等関連プロジェクトとの連携に関する方向性の検討
 - ・留意事項の整理

(3) 帰国後整理期間（2017年8月中旬～8月下旬）

- ① 担当分野に係る現地で収集した資料、情報（質問票の回答等）を整理、分析し、協力の可能性について検討、提案書（項目、フォーマットは別途 JICA が指示）にまとめる。
- ② 国内打合せ等に参加し、担当分野に係る結果報告を行う。
- ③ 上記①を含めた、担当分野にかかる調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒パリ⇒コトヌ⇒パリ⇒日本を標準とします。
- (2) 通訳（英仏）及び車両借上げ等
通訳兼アシスタント（日額5万円）及び車両借上げ費用（日額3万円）は契約（一般業務費）に含みませ。（見積書に計上して下さい。）

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程
現地業務期間は2017年7月3日～8月16日を予定しています。
- ②現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア) 都市インフラ整備（道路整備）（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICA ベナン支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
手配のみ。支払いは業務契約に含まれる一般業務費から支弁ください。
- エ) 通訳傭上（英⇄仏）
手配支援のみ。面談・選定・支払いはコンサルタントが行い、業務契約に含まれる一般業務費から支弁ください。
- オ) 現地日程のアレンジ
ベナン政府関係機関との最初のアポイント取付のみ JICA が支援します。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務にかかる以下の資料は JICA アフリカ部アフリカ第四課（連絡先；03-5226-8218 又は 6rta4@jica.go.jp）で閲覧できます。

- ・ 関連プロジェクト等の要請書等

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベナン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上